

新型コロナウイルス感染症への対応について

1. 新型コロナウイルス感染症への基本的対策について

(1) 三密の回避など基本的対策の徹底

- ・感染リスクを高める3つの条件（換気の悪い密閉空間，多数が集まる密集場所，近距離での会話や会話が生じる密接場面）が重なることを徹底的に回避する。
- ・次の基本的感染予防を徹底する。
 - マスクの着用
 - 教室内の適切な換気（別紙1「教室換気・手指消毒について」）
 - 校内各所への手指消毒薬の配置（同上）
 - 水と石けんによる手洗い
 - ソーシャルディスタンスの確保
 - オンライン会議・打合せの活用
 - 学外者の入構制限及び入構者への感染対策実施

(2) 在宅勤務など新たな取り組みの実践

- ・在宅勤務（テレワーク）や時差出勤の取り組みを推進する。
- ・地域の感染流行状況に応じて，下記の取り組みについて検討する。
 - 遠隔授業や分割授業，入替授業の実施
 - 学事行事（面談や集会など）のリモート化
 - ICTを活用した入試選抜
- ・「新しい生活様式」の実践を推奨する。

2. 普段からの備えについて

(1) 健康観察表について

学生は，通常時より感染拡大防止策の一環として，日々における自身の健康状態を観察し記録する別紙2「健康観察表」を作成し，各人で保管する。

(2) 行動記録表について

学生及び教職員は，通常時より感染拡大防止策の一環として，日々における行動のあらましを記録する別紙3「行動記録表」を作成し，各人で保管する。

3. 感染者と診断された場合等の初動について

(1) 感染を疑わせる症状がある場合

感染を疑わせる症状（発熱（37.5℃以上），咳，全身の倦怠感，息苦しさ（呼吸困難），味覚・臭覚の低下など）がある場合，登校又は出勤をせず，速やかに本校の連絡窓口係（学

生は学生課教務係<☎018-847-6018>、教職員は総務課総務係<☎018-847-6005>)に連絡のうえ、症状が消退するまでの間、自宅療養し体調観察する。学生は「公欠扱い」(連続する登校日10日を限度とし、公欠終了から7日以内の「公欠願」及び「健康観察表」の提出が条件)、教職員は「職務専念義務免除」とする。

感染が疑われる症状がある場合は、かかりつけ医や近隣医療機関(どこに相談したらよいかわからない場合は「あきた新型コロナ受診相談センター」☎018-866-7050<24時間受付>)に相談し、相談先が県が指定した新型コロナウイルス感染症の診療・検査医療機関である場合はそのまま受診し、それ以外の医療機関の場合は、県指定の診療・検査医療機関を紹介してもらう。(令和2年11月より秋田県が策定した相談・受診体制が変更されているため注意のこと)

(2) 感染者と診断された場合の初動

感染者と診断された場合は、速やかに本校の連絡窓口係(学生は学生課教務係<☎018-847-6018>、教職員は総務課総務係<☎018-847-6005>)に連絡する。その際は、症状の経過や県・市または保健所等からの指示内容のほか、行動記録表を基に校内で立ち寄った場所や移動経路、接触した人物などを可能な限り詳細に伝達する。

※ 療養の間は学生は出席停止となり、教職員の場合は出勤禁止となり病気休暇、在宅勤務や職務専念義務の免除等とする。なお、出席停止及び出勤停止の解除は医療機関等の治癒確定判定の事実をもって行い、「治癒証明書」の提出は不要とする。

※ 「濃厚接触者」の対象となる学生及び教職員の範囲は秋田市保健所が調査する。

(3) 濃厚接触者に特定された場合の初動

濃厚接触者に特定された場合は、速やかに本校の連絡窓口係(学生は学生課教務係<☎018-847-6018>、教職員は総務課総務係<☎018-847-6005>)に連絡する。その際は、体調の状態や県・市または保健所等からの指示内容のほか、行動記録表を基に、校内で立ち寄った場所や移動経路、接触した人物などを可能な限り詳細に伝達する。

※ 濃厚接触者が学生の場合は、出席停止となり「公欠」扱いとなる。教職員の場合は出勤禁止としたうえで、その間は在宅勤務や職務専念義務の免除等とする。なお、いずれの場合においても、「2週間」の起算日は感染者と最後に濃厚接触した日とし、PCR検査の結果が陰性であった場合でもこの取扱いによるものとする。

※ 同居する家族等が感染又は濃厚接触者に特定された場合にも、原則的にこの取扱いを適用するものとするが、接触状況に応じて出席停止又は出勤停止の期間を調整する場合がある。

※ その後、感染者と診断された場合は上記「感染者と診断された場合の初動」と同様の手続きとする。

(4) 感染者や濃厚接触者との接触があった場合の初動

上記の調査以外による連絡等で感染者や濃厚接触者との接触があったことが判明した場合は、速やかに本校の連絡窓口係(学生は学生課教務係<☎018-847-6018>、教職員は総務課総務係<☎018-847-6005>)に連絡する。その際は、接触の経緯や体調の状態などのほか、行動記録表を基に校内で立ち寄った場所や移動経路、接触した人物などを可能な限り詳細に伝達する。

※ 接触者は濃厚接触者と最後に接触した日から2週間、健康観察を続けるものとする。

※ その後、濃厚接触者と特定された場合は上記「濃厚接触者に特定された場合の初動」と同様の手続きとする。

4. 報道機関への対応について

(1) 対応の窓口について

報道機関への対応窓口は総務課長とし、情報を一元化するため、総務課長以外に取材があった場合は総務課長に取り繋ぐものとする。

5. 新型コロナウイルス感染症対策本部について

(1) 対策本部の構成員

リスク管理室構成員（12名）のほか、一般教科長（人文科学系，自然科学系）2名及び保健室看護師を加えた計15名とし、校長が必要と認めた場合は、構成員を適宜追加することができる。

No.	職名
1	校長
2	副校長（総務担当）
3	副校長（教育担当）
4	副校長（研究担当）
5	校長補佐（学生主事）
6	校長補佐（寮務主事）
7	校長補佐（専攻科長）
8	校長補佐（国際交流担当）
9	情報処理センター長
10	人文科学系一般教科長
11	自然科学系一般教科長
12	保健室看護師
13	事務部長
14	総務課長
15	学生課長
16	その他校長が必要と認めた者

6. 臨時休校等について

(1) 臨時休校の基準等

学生又は教職員の感染が判明した場合には、下記の状況について確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休校の必要性について秋田県健康福祉部や秋田市保健所と十分相談の上、実施の有無や規模，期間等を判断する。

- 当該感染者の症状の有無
- 学校内における活動の態様
- 接触者の多寡
- 地域における感染拡大の状況
- 感染経路の明否

(2) 緊急事態宣言下での地域一斉休校の場合について

特措法第32条第1項に基づく緊急事態宣言の発出に伴い、知事より本校施設の使用制限や停止の要請があった場合は、必要な措置を講じて休校するものとする。

(3) 学修機会の確保

休校の実施においても学生の学修機会の確保にも配慮する必要があることから、学校内や地域の感染流行状況を十分に踏まえたうえで、必要に応じて秋田県健康福祉部や秋田市保健所とも相談しつつ、学修に係るすべての業務を一律に休校とするのではなく、遠隔授業の活用やその他の手段を通じて、感染拡大の防止と学修機会の確保を両立するための工夫に努めるものとする。

7. 授業の実施体制等について

(1) 授業の実施体制について

休校を決定した場合、本科については週1日の登校日を設け実験・実習等を行い、座学は遠隔授業により実施するものとし、専攻科については原則として対面授業を実施する。

8. 部活動について

(1) 部活動等における感染症対策について

部活動について、指導者は各競技団体等が作成している感染症対策のガイドラインに則り活動を進めるとともに、部活動の競技中・練習中のみならず、同じ部活の学生が集団で行動する場合も含め、次の感染症対策を徹底させる。

- 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける
- こまめな手洗いを励行する
- 体調のすぐれない学生は部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する
- 部活動の練習場所や更衣室等、また食事や集団での移動の際の三密を避ける

また、指導者は学生の健康状態に十分留意し、発熱等の風邪症状がみられた場合には、仮に症状がすぐにおさまったとしても、主要症状（発熱や咳など）が消退した後2日を経過するまで、部活動や関連する集団活動には参加させないこと。

9. 学生寮について

(1) 各所における感染症対策について

寮管理者は、通常時より下記による基礎的な感染症対策を徹底し、感染防止に努める。なお、食堂等の共用スペースに係る一般的なルールとしては、マスクの着用や換気の励行を行うものとする。

- 居室
 - ・居室は定期的に窓を開けて換気を行う。
 - ・自室以外の居室を訪れる際はマスクを着用する。
- 食堂
 - ・食堂の使用前後に手洗いをを行う。
 - ・向かい合って着席しないように横一列に着座する。
 - ・大声での会話を控える。
 - ・食堂業者は食事時間終了後の机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、出入り口のドアノブなど複数人が触った場所を消毒する。

➤ 浴室

- ・脱衣所、浴室内では、大声で話さない。

➤ トイレ

- ・使用後は必ず流水・石けんでの手洗いを行う。
- ・清掃業者は、ドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触る場所を定期的に清掃する。

➤ その他

- ・清掃業者は、その他の共用設備(給水機、自動販売機など)や下駄箱、ドアノブなど複数の人が頻繁に触る部分は定期的に清掃する。
- ・寮管理者は、催事を行う際、密な環境が発生しないよう配慮する。

(2) 体調不良者が発生した場合の対応等について

発熱等の風邪症状がみられた場合には、仮に症状がすぐにおさまったとしても、主要症状(発熱や咳など)が消退した後2日を経過するまで、部活動や寮生活等の集団活動には参加させないこと。

また、体調不良者が同時に複数名以上(例えば3名以上)発生した場合には、寮管理者は速やかに校長に報告した上で学校医又は医療機関に相談する。

なお、感染が疑われる寮生が発生した場合、寮管理者は、男子学生の場合は西1棟2階に用意した専用の休養室に、女子学生の場合は管理棟1階の休養室に移動させる。その後に医療機関を受診することとなった場合、医療機関への移動(公共交通機関の使用は不可)や受診手続きは保護者が行うものとし、受診後は症状が消退するまで自宅療養する。その後の学校側の対応は、後日あらためて保護者に連絡する。

10. 学生アルバイトについて

(1) 学生アルバイトについて

これまでの学生アルバイトの従事先は、飲食店での接客や店内での商品陳列等、不特定多数との接触機会が多い職種が多数含まれていることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、当面の間、原則的に学生アルバイトは許可しないものとする。ただし、学生からクラス担任に申し出があり、家庭のひっ迫した事情や緊急性を有するなどやむを得ない事情が認められかつ感染リスクに関する安全性が確保されていると判断される場合は、例外を認める場合もある。

11. 海外渡航について

(1) 海外渡航に関する基本的事項について

- ① 学生・教職員の海外渡航は、原則中止とする。ただし、教員が引率するもの及び留学等やむを得ない場合は学校に相談し、学校の許可を得ること。
- ② 海外渡航については、「外務省海外安全ホームページ」を参照のうえ、各国に対する感染症危険情報や日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限、感染症危険情報の変更に伴う水際措置等を総合的に勘案し、許可を可否を判断する。
- ③ 教職員及び学生は私事も含め、別紙4「海外渡航届」を必ず提出しなければならない。

12. 学外者への対応について

(1) 来校予定者について

学外から来校を予定している方（下記（2）に該当する場合を除く）には、原則的に電話・メール等による連絡のみとし来校を控えていただくこと、また、やむを得ず教職員等とアポイントを取って来校する方には、感染症対策を徹底のうえ来校することについて、学校ホームページを通じて案内する。

(2) 就職活動に関する企業への要請について

採用面接や会社説明のための来校及び会社所在地での面接・採用試験等の実施については、企業に対し下記の点など感染拡大防止に配慮いただくよう学校ホームページを通じて要請する。

- ① 本校内で会社説明や面接などを行うことを検討している企業には、移動や接触機会を極力少なくするため、可能な限り電話やインターネットなどを活用いただく。
- ② 本校内で学生との面接・採用試験等を実施する場合、来校者は感染対策に万全を期すほか、人数は必要最小限、発熱等感染が疑われる症状が僅かでもある場合は、来校不可とする。
- ③ 県外会社所在地での面接や採用試験を予定・検討されている場合、学生の長期間あるいは長距離にわたる県外への移動は本人の感染リスクを増大させることから、旅行日程が可能な限り日帰りで済むような時間設定や会場設定を要請する。

新型コロナウイルス感染症関連情報については、順次秋田高専ホームページに掲載いたしますので、ご注視ください。

- 教室換気・手指消毒について -

学校長

常時

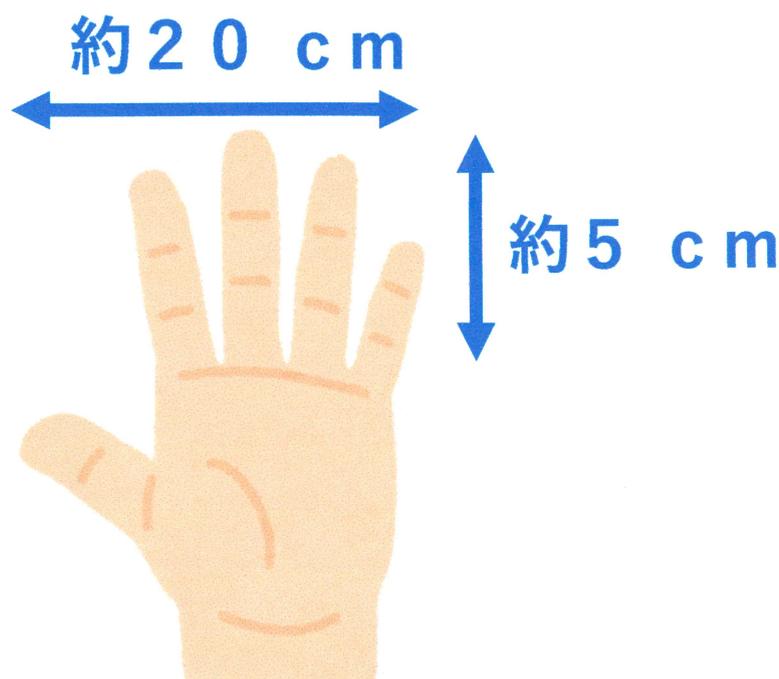
- ✓ ドアの上の窓は開ける
- ✓ 廊下側窓を2箇所・約5センチ開ける
(教室出入口付近)

授業中・授業終了後 (2分間実施)

- ✓ 扇風機を“強”でONにする
- ✓ 前後のトビラを全開にする
- ✓ 窓を3箇所・約20センチ開ける

手指消毒・手洗い

- ✓ 登校時, 昼食前, トイレ後に行く



健康観察表（氏名： ， クラス ）

- 毎日、自身の体調の変化に注意して、朝・晩 体温を測定し、健康観察のためにこの表を活用してください。
- 37.5℃以上の発熱や顕著な体調変化があった場合は、学級担任へ報告し、その指示に従ってください。
- **手洗い**が最も基本的な予防法です。日頃から感染予防を意識した丁寧な手洗いを心がけましょう。

月											
日	朝					晩					備考（その他 の症状 、行動 履歴等）
	体温		倦怠感	咳	呼吸困難	体温		倦怠感	咳	呼吸困難	
	度	時間				度	時間				
例	36.5℃	7:30	×	○	×	36.8℃	20:30	×	×	×	
1	℃	:				℃	:				
2	℃	:				℃	:				
3	℃	:				℃	:				
4	℃	:				℃	:				
5	℃	:				℃	:				
6	℃	:				℃	:				
7	℃	:				℃	:				
8	℃	:				℃	:				
9	℃	:				℃	:				
10	℃	:				℃	:				
11	℃	:				℃	:				
12	℃	:				℃	:				
13	℃	:				℃	:				
14	℃	:				℃	:				
15	℃	:				℃	:				
16	℃	:				℃	:				
17	℃	:				℃	:				
18	℃	:				℃	:				
19	℃	:				℃	:				
20	℃	:				℃	:				
21	℃	:				℃	:				
22	℃	:				℃	:				
23	℃	:				℃	:				
24	℃	:				℃	:				
25	℃	:				℃	:				
26	℃	:				℃	:				
27	℃	:				℃	:				
28	℃	:				℃	:				
29	℃	:				℃	:				
30	℃	:				℃	:				
31	℃	:				℃	:				

行動記録表

本チェックシートは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、予め各個人に日々の行動を記録していただくものです。原則提出等の必要はありませんが、感染が疑われた場合の聞き取りの際等に参考となりますので各個人で保管しておいてください。

記録表に記載する明確な基準はありませんが、以下のような点を主としてご記入ください。

- ・外出をした際の外出先名（例：〇〇ストア等）
- ・密室空間での接触や面会を行った際、その相手方の氏名（例：〇〇会社〇〇係長）

時間	月 日	/	/	/
	()	()	()	()
0:00~1:00				
1:00~2:00				
2:00~3:00				
3:00~4:00				
4:00~5:00				
5:00~6:00				
6:00~7:00				
7:00~8:00				
8:00~9:00				
9:00~10:00				
10:00~11:00				
11:00~12:00				
12:00~13:00				
13:00~14:00				
14:00~15:00				
15:00~16:00				
16:00~17:00				
17:00~18:00				
18:00~19:00				
19:00~20:00				
20:00~21:00				
21:00~22:00				
22:00~23:00				
23:00~00:00				

別紙

年 月 日

秋田工業高等専門学校長 殿

所属名・届出者氏名

海外渡航（私事渡航）に関する届出

私は、下記の日程で渡航する予定であることを届け出ます。

記

1. 渡航期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日
2. 渡航国 :
3. 国内連絡先 :

※ 国内連絡先には、本渡航の詳細の日程を承知している者（国内滞在者）の氏名、関係、電話番号等の緊急時連絡先を記入願います。